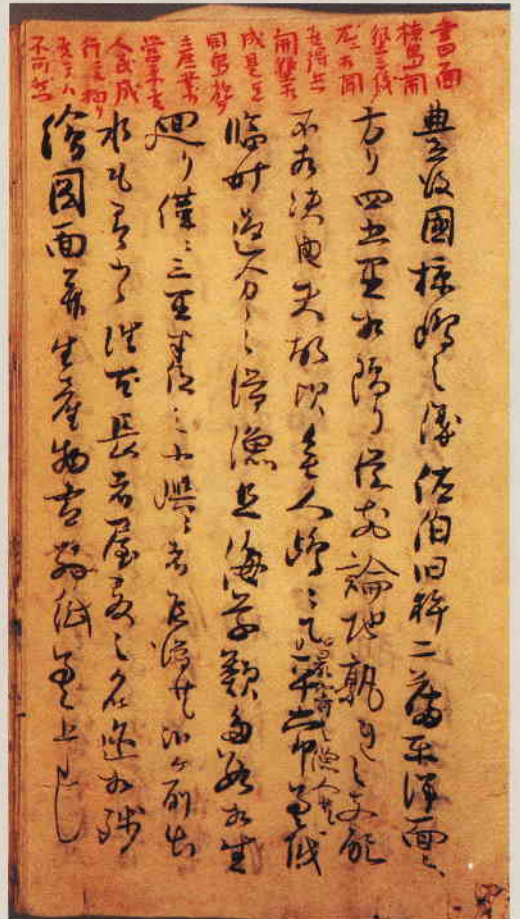


# 公文書館だより

第9号 平成14年2月



「豊後国椋嶋之儀、佐伯白杵二藩東洋面二方り、四五里相隔り、従前論地孰れ之支配不相決由、夫故敷、無人嶋にて最寄之漁人共平常差越臨時過分之滞漁、且海草類多数相生、廻り僅二三里半位之小嶋二者候得共、式ヶ所出水も有之候、往古長者屋敷之名迹相殘絵図面并生産物書別紙差上申候、方今二至り、藩々区々之論者無之筈候得共、二藩御取札之上差支無之候ハハ、當県管轄二被仰付度、生産等之餘勢を以開墾、墾成者為引移、専ラ漁稼為致候ハハ、後米随分御為筋可相成、尤當県式拾式万石餘之管轄中徒刑ニ可處輕科之者右嶋江差遣候ハハ、山海相応之稼出来、自然ハ悛心之効も可有之、小罪懲惡第一之要地と見込此旨御伺申上候、何分急速御沙汰奉待候事、

(明治二年)

已九月

民部省 御中

大蔵省 御中

日田県

(欄外天ノ部分)



「書面椋島開墾之儀尤二相聞候得共、開墾相成是迄同島於テ産業營業業来候人民成行ニも拘り候テハ、不可然」候間、篤卜其辺ヲモ参酌ノ上、開墾見込之趣願人相糺詳細取調絵図面相添尚可申出事、

(明治元年 太政官伺書類)より

## 無垢島を日田県の管轄に...

豊後水道に浮かぶ無垢島(椋島は当て字)は、人の住む地無垢島と無人の沖無垢島から成る(現在は津久見市大字長目の域内)。

この小嶼は藩政時代よりその位置関係などからして、佐伯、白杵両藩の領有をめぐる紛争地となっていた。しかし、それも明治初年には帰属が不文明のまま、鎮静化していったようである。

上掲文書によると、当時は無人となっていた無垢島を日田県が管轄下に置きたいと国に伺いを立てたのである。旧幕府領を中心に成立した日田県は、この島の開墾を行って管下の者を移住させ漁稼をさせたい、さらには、囚人の中でも輕科の者を送って山海相応の稼ぎをさせれば、自然と悛心(じんしん)の効もあるであろう。そこで無垢島を小罪懲惡第一の要地と見込んだ上で伺いを立てたのである。

これに対し国は、日田県の伺いは尤もなことに聞かせるが、仮に開墾が成ったとして、豊かな海産物にめぐまれた同島で、これまで人民が営んで来た生業にも拘っては良くないので、なお詳細に取り調べた上で再度申し出るように回答したようである。

この事件がその後どういう展開をしたか現下のところ定かにし得ない。ただし、日田県が二年後の明治四年(一八七二)十一月には大分県に吸収合併されているので、あるいは実現しなかったのかも知れない。いま明らかにし得るのは、この無垢島がその後競売にかげられ大蔵省指令によって、備中国浅口郡阿賀崎村の戸川七郎へ払い下げられ、鐵下(てつした)年季(開墾から一定期間貢租を減免)も認可されたということである。時に明治六年五月のことであった(『大分県史 政治部祭典 拓地 勸農 騷擾 明治五―一七年』)。

# 大分県公文書館所蔵の

## 富貴寺大堂の修理記録

別府大学教授 工藤圭章

明治二十九年（一九〇六）五月に内務省に設置された古社寺保存会では、古社寺保存法の制定に向けての政府案の立案討議がおこなわれ、それと並行して、保存法成立以前に早急に修理すべき建造物や美術品の選定を始めていた。このとき、建造物で修理の対象に選ばれたのが奈良県の新薬師寺本堂と法起寺三重塔であり、これが明治政府の国費による保存金の下付をうけての建造物解体修理工事の嚆矢となつている。古社寺保存法はこの年の第十議会で審議されて明治三十年四月に初めて法律第四十九号として公布されたので、この二棟の建造物の修理はそれに先立っておこなわれたことになる。

保存法制定後、古社寺で維持修理が不能なものは内務大臣に保存金の下付を出願し、その可否が古社寺保存会に諮詢され、その決定をみた後に、地方長官の指揮監督によつて修理が進められると規定されている。そして、修理の対象となる建造物は古社寺保存法によつて「特別保護建造物」の資格あるものと定められたものであった。明治三十年に「特別保護

建造物」に定められたものは京都府の北野神社ほか四十四件で、新薬師寺本堂や法起寺三重塔もこのときに「特別保護建造物」に定められている。ちなみに法隆寺では金堂・五重塔・中門・東院夢殿、東大寺では法華堂（三月堂）・南大門・鐘楼などがこの四十四件に含まれている。

今回、大分県公文書館での収蔵文書のなかに明治四十年に「特別保護建造物」に定められた富貴寺大堂の明治四十三年の修理関係記録があり、一部であるが数少ない明治の修理記録がみられて貴重である。なかでもこの中の修繕願に明治維新後から寺祿返上のため修理ができず、明治三十一年に覆屋をつくつて雨露を防いだり、明治三十六年の暴風で境内の木が倒れ覆屋や堂に被害が及んだことが記されている（写真1）。当時の写真にも覆屋におさまる大堂の姿が撮影されているものもあつて、その惨状が窺え知られる。また、記録にはほかに修理のための建築用材の寸法・価格の調書もあつて、工事の規模が知られて面白い。

富貴寺大堂の明治の解体修理工事は明

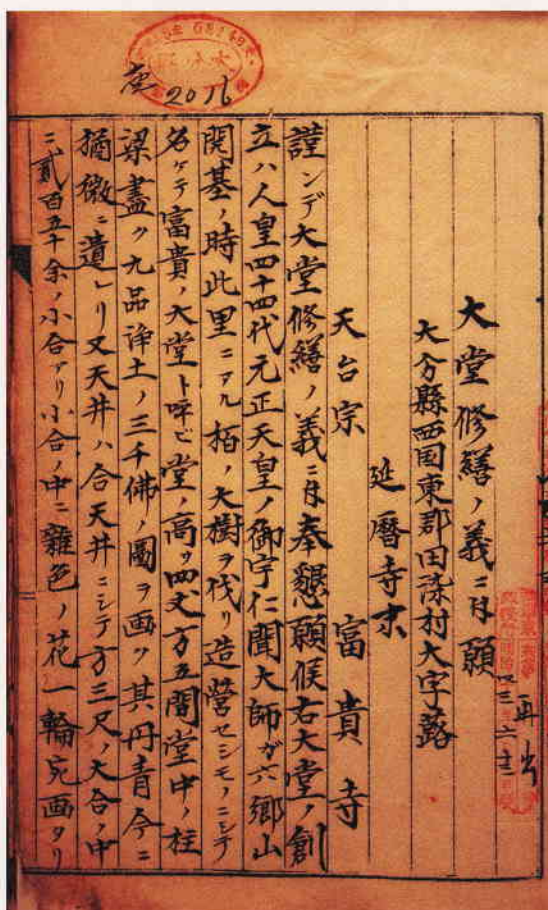


写真1『寺院一件』（明治44年～大正元年）

治四十五年から大正二年まで国庫補助をうけておこなわれた。「特別保護建造物」についての行政事務はちょうど大正二年に内務省から文部省に所管が移つたが、関東大震災の文部省の被害の際に、明治や大正初期の修理記録等は失われている。したがつて、修理等の記録は地方公共団体や当該社寺にしか残されていない。それも必ずしも保存状況が確かでなく目にすることは余りなく残念である。実物を見てもなかなか建造物の沿革は分からず、まして修理工事報告書が公開されていない建造物について、このような明治の修理記録がほんの一部でも残されているのは、建築史を専攻するものにとつて望外の喜びである。

「特別保護建造物」の名称は昭和四年

の国費保存法の制定により、「国寶」と改められた。大分県公文書館には、この「国寶」である富貴寺大堂の昭和二十三年から二十五年にかけての戦災復旧のため半解体修理工事の修理記録も収蔵されている。富貴寺の戦災とは、昭和二十年四月の北九州爆撃後に基地に帰投する米軍機が、機内に残つた残弾処理として投下した爆弾が、大堂東北脇に着弾しその爆風により柱二本・長押・壁板・扉口・屋根などが破損飛散したという災害である（写真2）。修理記録によれば、当初、工期一年で復旧が計画されたようであるが、結局工事費がかさみ工期が二年半に延長されている。この記録では破損状況に基づいての当初設計の詳細が子細に記載され興味をひく。工事竣工式が行われ



写真2 爆撃を受けた当時の富貴寺大堂



写真(参考) 現在の富貴寺大堂

たのは昭和二十五年九月で、この年の五月に文化財保護法が公布され八月に施行されたので、旧「国寶」が「重要文化財」とすべて名称変更され、竣工式当日は大堂が「重要文化財」となっていた。なお、文化財保護法によって建造物の「国宝」指定が始められたのが昭和二十六年からで、富貴寺大堂も翌二十七年に優秀で文化的意義のとくに高いものとして「国宝」に改めて指定されている。

富貴寺大堂は昭和四十年に屋根葺替修理がおこなわれ、屋根瓦が境内の発掘で出土した瓦にしたがつて行基葺に復原され、軒瓦の文様も現状のように変更され

ている。建造物の修理では修理工事報告書が刊行されていないと、その時の修理事情や修理規模が分からないことが多い。富貴寺の工事関係のような地味な書類が保存されていることによって、公文書館の存在意義が再確認されたといえよう。

工藤圭章教授略歴紹介

一九二九年生、工学博士。奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長、文化庁文化財保護部文化財鑑査官等を歴任。現在、別府大学文学部文化財学専攻教授。

富貴寺大堂の修理記録を記載した公文書について



写真3 簿冊表紙

この昭和二十三年からの富貴寺大堂修理では前回の修理と同様、材木として檜、杉を使用した。不足分を補うため近辺の神社に木を求めると、修理に苦慮していることが伺える。また、新しく補った材木には年月日を書き入れることになっていった。これは修理時どこに手を入れたか後に判別できるようにするための配慮であった。

先に挙げたように明治から大正にかけての修理の際は、当時と同様の材料を使わずに西洋釘の使用を検討し、また昭和の修理の際には、使用する材木の調達に苦慮していることが分かる。このように当時の記録が残されていれば、将来の担当者は過去の修理をふまえた上でどのような修理を行うのか検討することが可能になる。

大分県公文書館には、富貴寺以外にもいくつかの寺院について修理記録が存在する。文化財修理は短い周期で行われるものではないが、仮に五十年後あるいは百年後に行われるとき、何らかの形で過去の記録が参照されるに違いない。

現在、国東半島の富貴寺に関する修理記録は、明治四十年代と昭和二十年代のものが大分県公文書館に残っている。  
『寺院一件』（明治四十四年〜大正元年）にある、『修築材料価格調書送付ノ件』（明治四十四年）では、富貴寺大堂修理に使用する材料の一覧が挙げられているが、それによると主な材木として檜（柱用）、杉を使用し、釘には西洋釘を調達するとしている。  
戦後、富貴寺大堂の修理は昭和二十三年から二十五年にかけて行われた。前回と異なり修理に関して『富貴寺大堂修理復興一件』（写真3）という簿冊が残されている。この簿冊は主に富貴寺修理に関する当時の文部省と大分県の往復文書を編綴している。

（公文書館 武田）

### 公文書館企画展開催

公文書館の第六回企画展「近代大分の七島蘭―豊後青表の消長―」が、昨年七月二十五日から八月十八日まで先哲史料館一階の展示室で開催されました。

今回取り上げた「七島蘭」（しちとうい）は、主に畳表の原料として利用される植物で、近世から近代をへて高度成長期に至るまで豊後地方（大分県）の主要な特産物でした。

明治以降の大分県を担当分野とする公文書館では、近代以降に七島蘭と大分県



がどのようにかわったのかについて、当館所蔵の県公文書や写真、引札（彩色広告）などの資料を中心に展示を構成しました。

企画展開催期間中は夏休みだったこともあり、児童・生徒を中心に多くの方々に来場していただきました。

また今回は、企画展についてのアンケートを実施しました。いただいた回答・ご意見は今後の企画展に生かしていきたいと考えています。なお、企画展で使用した公文書についてはマイクロフィルム複製本で、写真等の収蔵資料は原本で閲覧利用ができます。

### 公文書館からのお知らせ

公文書館では、明治期以降の大分県が作成した公文書の内、歴史的に重要と思われる文書を収集、保存、整理して利用者の方に公開をしております。

また公文書だけでなく、行政資料（県が作成、印刷した冊子）をはじめ、明治期以降の大分県に関する絵地図、チラシ、ポスター、写真等も同様に取り扱いっております。もちろん大分県内の市町村、団体、個人が作成したものについても、収集して大切に保管しております。

閲覧室においては、明治期から現在までの「大分県報」（七九〇冊）、「大分県統計書」（二一〇冊）の複製本も配架してありますので、明治期以降の大分県の歴史に触れてみてはいかがでしょうか。ぜひご来館下さい。

また、当館では県内に所在する明治期以降の資料についての調査、収集を行っています。ご自宅を整理する際や建て替えの際に、古い記録（公文書等を含む）や写真等が出てきたことはありませんか。それらは明治期以降の大分県下を知るうえで貴重な資料となるものです。公文書館では寄贈・寄託などにより受け入れを行った資料については一定に保温・保湿された書庫内で大切に保管し、詳細な目録を作成します。

明治期以降の資料についての情報、ご相談がありましたら、公文書館までぜひご連絡下さい。

### ●ご利用案内●



●利用時間  
午前九時～午後五時

### ●休館日

日曜日、月曜日  
国民の祝日（日曜または月曜日と重なった場合は火曜日）  
年末年始（十二月二十八日～一月四日）  
特別整理期間（年二回）

### ●編集・発行

平成十四年二月二十八日発行  
大分県公文書館

〒八七〇〇八四 大分市大字駄原五八七―一

tel 〇九七―五四六―八八四〇  
fax 〇九七―五四六―八八四九

### ●HPアドレス

http://www2.pref.oita.jp/31501/kyouin/kobun/index.html